

議案第 15 号

令和 5 年度休業日期日変更について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、休業日の期日を変更する場合は、教育委員会の承認を受ける必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

# 承 認 願

令和4年10月3日

小城市教育委員会 様

小城市小中学校校長会  
会長 小森 尚美



令和5年度の小城市立小・中学校の休業日の期日を下記のとおり変更したいので、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則第6条第2項の規定に基づき、承認願います。

## 記

### 1. 休業日

	変更前	変更後
春季休業日	4月1日から4月5日まで	4月1日から4月 <u>6</u> 日まで
夏季休業日	7月21日から8月31日まで	7月 <u>22</u> 日から8月31日まで
冬季休業日	12月25日から翌年1月7日まで	12月25日から翌年1月7日まで
学年末休業日	3月25日から3月31日	3月25日から3月31日

### 2. 変更の理由

現在、児童生徒の配慮事項（食物アレルギー等身体状況、学習に対する配慮事項等）が多く、児童生徒が安全・安心な環境を確実に確保するためにも、年度当初に全職員で丁寧な共通理解を図ることが重要であり、時間が必要になっているため。

また、特に、昨今多く配置されている規採用教職員や若手の教職員、人事異動により新しく転入した職員にとっては、年度当初に担当する校務分掌や学級開き等のための時間を十分に確保することが、自信をもって校務推進や学級経営を行うことにつながると考えるため。

※令和5年度については、状況を検証するため試行という形で実施する。